

保育提供体制の確保のための実施計画について

1. 計画の位置づけ

「保育提供体制の確保のための実施計画」とは、保育需要と提供体制の「見える化」を図ることを目的とした計画です。この計画の作成は、市が国の財政支援（国から市への補助金）を受けるための要件となっており、毎年度、市から国へ提出し、国の採択を経た上で財政支援を受けています。

＜富津市が国から受ける財政支援（国の採択が必要な事業のみ）＞

○保育士宿舎借り上げ支援事業

事業概要：保育士確保及び離職防止のため、市が私立保育園設置者に対し、保育士宿舎の借上げに係る費用を補助する事業

保育士一人当たり年額上限 52,000 円／月×3/4×12 か月

（対象となった年度により補助基準額に変動あり）

2. 会議付議の理由

令和 8 年度も既に本計画を作成し、国へ提出しているところですが、本年度から本計画に係る国の取扱いが変更となり、地方版子ども・子育て会議の承認を得ることが必要となりました。このため、富津市子ども・子育て会議に付議するものです。

3. 計画の概要 ＜計画期間 令和 7 年度～令和 11 年度（全国一律）＞

「令和 7 年 4 月 1 日」及び「令和 8 年 4 月 1 日」の欄には実績値を記載しており、令和 9 年 4 月 1 日以降の見込みについては、令和 7 年 3 月策定の「富津市こども計画」の数値と同数値を記載しています。就学前児童数（①）及び申込者数（保育ニーズ）（②）は、減少していく見込みですが、申込率（③）については、徐々に上昇していく見込みです。

申込者数（保育ニーズ）（②）に対する利用定員数（整備量）（④）は、各年度において、充足する見込みです。

なお、利用定員数（整備量）（④）については、市立保育所の再配置や私立保育園等の定員変更により、変動することが見込まれていますが、令和 9 年度に予定している「富津市こども計画」の中間年の見直しの際に必要な修正を行い、富津市子ども・子育て会議において諮らせていただく予定です。